

# 小城市地域 循環型社会形成推進地域計画

小城市

令和5年11月17日 作成

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3	施策の内容	6
4	計画のフォローアップと事後評価	13

## 【添付資料】

添付資料－1	対象地域図及び現有処理施設の位置図	14
添付資料－2	トレンドグラフ	15
添付資料－3	生活排水処理施設整備計画図	18
添付資料－4	廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	19
添付資料－5	小城市国土強靱化地域計画の抜粋	20

## 【様 式】

様式1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1	23
様式2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2	26
参考資料様式4	施設概要（廃棄物運搬中継施設系）	27
参考資料様式7	施設概要（浄化槽系）	28
参考資料様式8	計画支援概要	30

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名	佐賀県 小城市
面積	95.81 k m <sup>2</sup>
人口	44,193 人 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

### (2) 計画期間

本計画は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

小城市（以下「本市」という。）は、佐賀県のほぼ中央に位置し、広大で肥沃な佐賀平野が開けており、日本一の干潟・有明海に面している。

本市のごみの発生量は、近年は横ばい傾向にあり、循環型社会を形成するため、廃棄物の発生・排出抑制の取組を第一に位置付け、市民・事業者・行政が連携・協働して取組んでいく。

市民・事業者はごみ減量・4R（Reduce：ごみを減らす、Reuse：ものを再使用する、Recycle：リサイクルする、Refuse：レジ袋の利用を断る等）に積極的に取組み、ごみ処理経費の削減に努め、行政においてはごみ処理経費の削減等を含む適正化に努める。

また、本市の生活排水処理人口普及率は令和 4 年度末で 74.0%であり、いまだ未整備の家庭からの生活雑排水は未処理のまま放流している状況であり、農業、漁業への影響も懸念されていることを踏まえ、本市全域を対象とした総合的な生活排水処理対策を進める。

### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

佐賀県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、「佐賀県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 2 月）」を策定している。

本市においては、平成 22 年 4 月から小城市廃棄物中継センターで収集・運搬の中間処理を行い、令和 2 年 3 月まで唐津市の廃棄物処理施設「クリーンパークさが」へ搬出し、焼却処分を行っていたが、ごみ処理体制の広域化を目的とし、平成 26 年 10 月に小城市、多久市を構成団体とした一部事務組合「天山地区共同環境組合」を設立し、令和 2 年 4 月より「クリーンヒル天山」にて焼却処分を行っており、天山地区の広域処理に向けて取組んできたところである。

今後も、資源の有効活用、適正処理及び自区内処理の原則に基づき、天山地区共同環境組合において、処理経費の削減等効率的な処理事業を検討しながら、広域的な施設整備を推進していく。

#### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

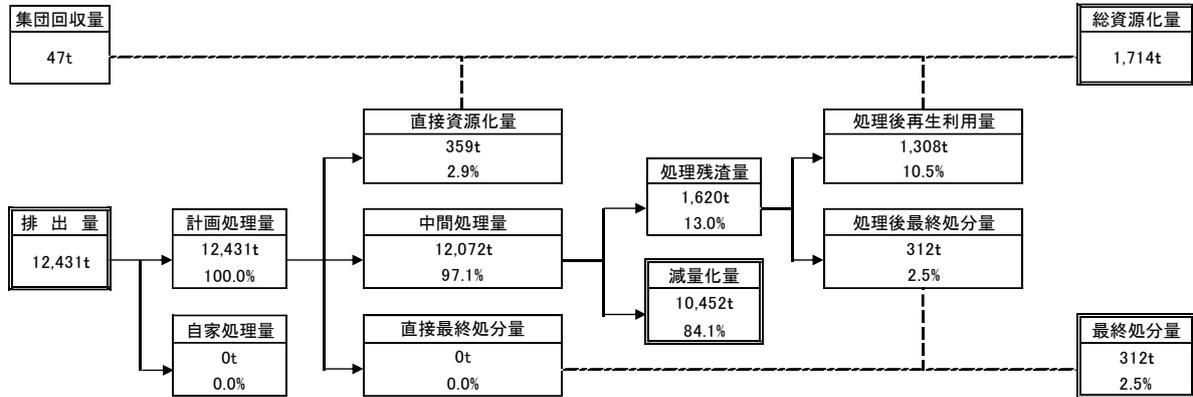
本市では、平成 18 年よりプラスチック製容器包装・ペットボトル、平成 22 年より硬質プラスチックの分別収集を実施している。容器包装プラスチック・ペットボトルについては、民間委託によりリサイクルを行っているが、硬質プラスチックについては、令和元年度までは、民間委託によりリサイクルを行っていたが、現在は、クリーンヒル天山で焼却処分を行っている状況である。

硬質プラスチックは現在、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら再商品化等の実施方法や実施時期について検討を行っており、令和 6 年度から再商品化の実施を予定している。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和4年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

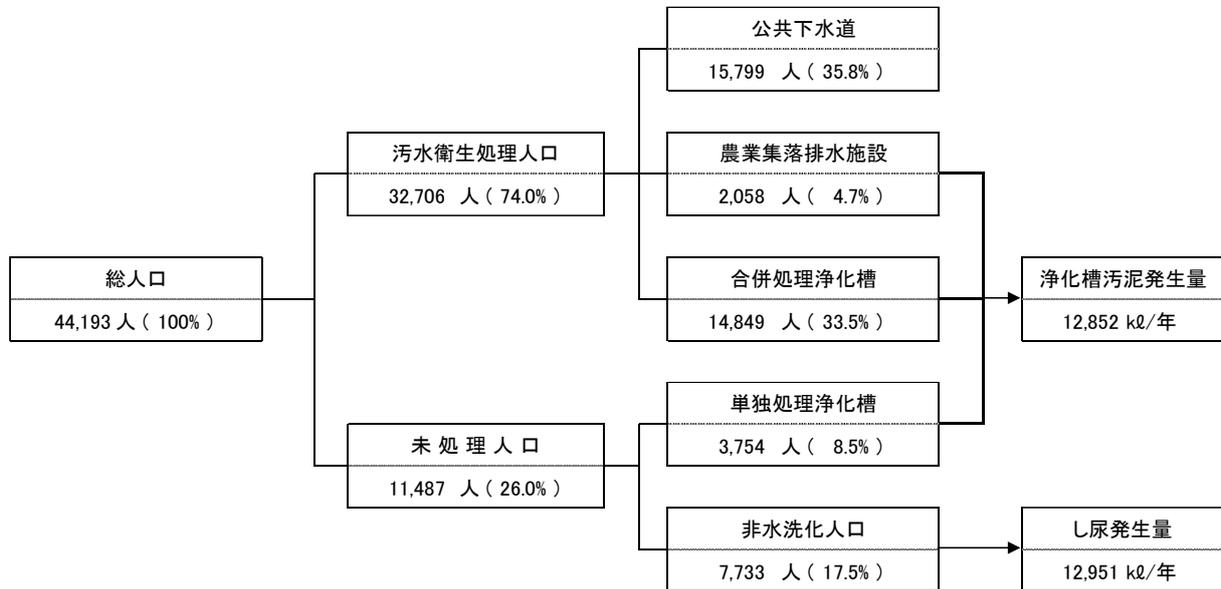


※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和4年度）

### (2) 生活排水処理の現状

令和4年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 生活排水の処理状況フロー（令和4年度）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和4年度)	目 標 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和12年度)
排 出 量	事業系 総排出量	2,804 トン	2,237 トン ( -20.2%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.83 トン/事業所	1.57 トン/事業所 ( -14.2%)
	生活系 総排出量	9,627 トン	7,975 トン ( -17.2%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	217 kg/人	187 kg/人 ( -13.8%)
	合 計 事業系・生活系排出量合計	12,431 トン	10,213 トン ( -17.8%)
再生利用量	直接資源化量	359 トン ( 2.9%)	642 トン ( 6.3%)
	総資源化量	1,714 トン ( 13.8%)	2,009 トン ( 19.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	0 MWh 8,830 GJ	0 MWh 7,062 GJ
	減量化量	中間処理による減量化量	10,452 トン ( 84.1%) 7,996 トン ( 78.3%)
最終処分量	埋立最終処分量	312 トン ( 2.5%)	288 トン ( 2.8%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

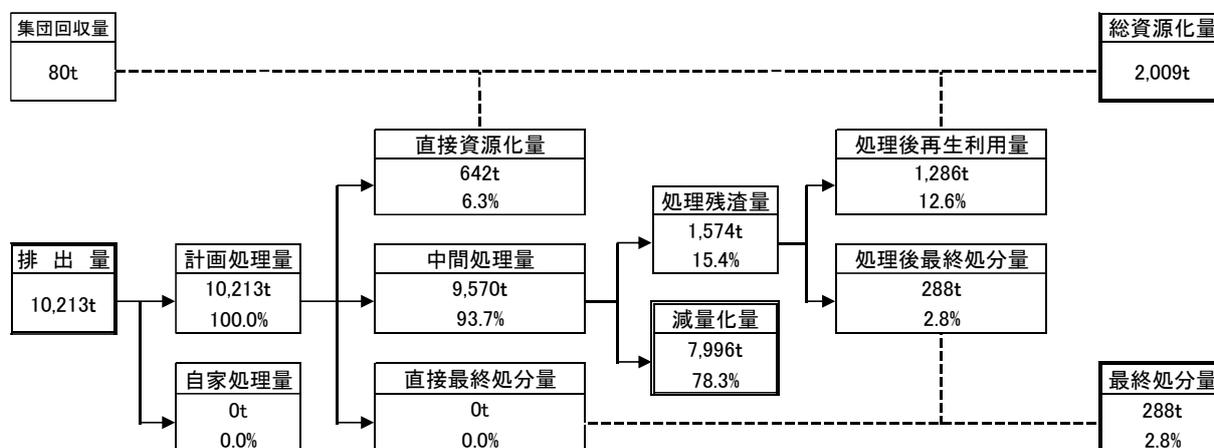
排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)(単位: トン)

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和(単位: トン)

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]及び熱利用量[単位: GJ]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差(単位: トン)

最終処分量: 埋立処分された量(単位: トン)



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和12年度)

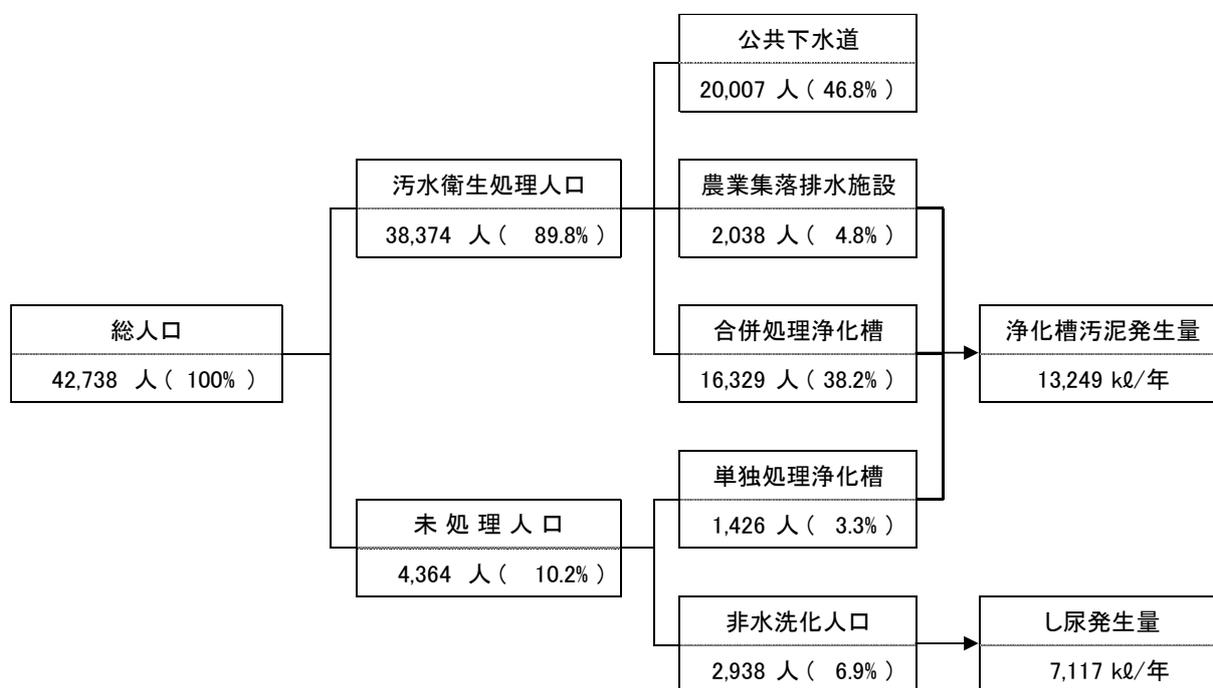
(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和4年度実績	令和12年度目標
処理形態別人口	公共下水道	15,799 人 ( 35.8% )	20,007 人 ( 46.8% )
	農業集落排水施設	2,058 人 ( 4.7% )	2,038 人 ( 4.8% )
	合併処理浄化槽	14,849 人 ( 33.5% )	16,329 人 ( 38.2% )
	未処理人口	11,487 人 ( 26.0% )	4,364 人 ( 10.2% )
合 計		44,193 人	42,738 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	12,951 kℓ	7,117 kℓ
	浄化槽汚泥量	12,852 kℓ	13,249 kℓ
	合 計	25,803 kℓ	20,366 kℓ

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和 12 年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

本市では現在、ごみ収集の有料化に関しては、以下のように有料化を行っている。  
 今後も必要に応じ、ごみ処理手数料の見直しなどを検討し、一層の排出量の削減を図っていくものとする。

表3 収集袋有料化の状況

	料 金 等			
	可燃物	不燃物	資源物	粗大ごみ
家庭用	大 40 円/枚 (容量 40ℓ) 中 25 円/枚 (容量 25ℓ) 小 15 円/枚 (容量 15ℓ)	指定袋なし	指定袋なし	ステッカー 500 円/枚 (一部 1,000 円/枚)

表4 直接搬入料金有料化の状況

家庭系廃棄物		事業系一般廃棄物	
数量	手数料の額	数量	手数料の額
100 kgまで	400 円	100 kgまで	770 円
100 kgを超え150 kg まで	450 円	100 kgを超え150 kg まで	990 円
150 kgを超える部分に ついて50 kgにつき (50 kg未満は 50 kg)	150 円	150 kgを超える部分に ついて50 kgにつき (50 kg未満は 50 kg)	500 円

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

地域住民や事業者への教育・啓発活動の充実、情報の発信、小中学校等での廃棄物問題に関する教育や学習の推進を図り、普及啓発事業を行う。また、自治会をはじめとした市民団体と協働し、分別区分の普及啓発や資源回収などに取り組む。さらに、家庭用生ごみ処理容器に対し、助成を行うものとする。

##### ウ マイバック運動・レジ袋対策

市民に対して、マイバッグを持参し、詰め替え商品の購入や店舗等での簡易包装の

要求について呼びかけるほか、事業者に対して、レジ袋廃止、削減に向けてレジ袋の有料化について積極的に取組むように呼び掛ける。

## エ ごみ分別の推進

ごみの排出量抑制と合わせて、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの分別を徹底し、資源化できるものは、資源として再利用するため、以下の施策に取り組む。

- ①資源ごみの分別排出の徹底
  - ・分別の習慣づけの推進
  - ・分別方法についての情報提供の充実
  - ・ごみステーション等への排出時における指導の強化
  - ・減量効果等の市民への周知
- ②資源ごみの拠点収集システムの定着及び拡大
- ③店頭での不要トレー・紙パック等回収箱の設置の推進
- ④市民協働によるリサイクルの推進

## オ 食品ロス削減運動の推進

食品ロス削減に努めるため、小売店や飲食店への協力の推進、食べ残し削減に向けた広報等への啓発に努める。市民に対して、食べ残しを減らし必要な分だけ買い物をするように呼び掛けるほか、事業者に対して、小盛メニューの提供やバラ売り提供・充実を図り食べ残しの削減に取り組むように呼び掛ける。

## カ 有機廃棄物の再利用の推進

生ごみの堆肥化の推進のため、市民に対して、生ごみは水切りを十分行い、堆肥化についても補助制度等を活用し、積極的に取組むように呼び掛ける。

また、生ごみの堆肥を農用地等へ還元できるシステムづくりの検討を行う。

## キ 集団資源回収の推進

本市では、新聞紙、雑誌、雑紙、段ボール、古布、アルミ缶、一升ビン及びビールビンについて集団回収が実施されており、これら集団回収に対し、補助金制度を設け、回収登録団体の資源物回収活動を援助している。資源物の回収率を上げるため、市民・事業者に対して、分別の徹底を呼びかけるとともに、市民がリサイクルに参加しやすい仕組みをつくるなど、引き続き集団資源回収を推進する。

## ク 生活排水対策

生活排水処理対策の必要性、重要性等について市民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施し、下水道への加入促進・接続促進を行う。

また、合併処理浄化槽については、公共浄化槽等整備推進事業による普及促進を

行う。

維持管理については、台所から野菜くずや食用油をできるだけ流さないことやトイレではトイレットペーパー以外を流さないことなど、家庭で注意すべきことについて、広報等による啓発を行い、浸透させていくこととする。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法については、表5のとおりである。

現状、本市では、最終処分場を持たないことから、埋立ごみを減らすため、リサイクルに積極的に取り組んでおり、剪定くず（草木類）の資源化、家庭用生ごみ減量機器購入に補助金制度を設け、生ごみのたい肥化の推進を実施している。

また、現状ではリサイクルされていない硬質プラスチックについては、令和6年度からリサイクルを予定している。

さらに、容器包装リサイクル法で定める容器包装廃棄物の分別収集の徹底により、全量リサイクルを目標に再生利用を進める。

### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行う。

また、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、3R活動の推進や適正処理に関する指導により減量化に向けた協力体制を築くものとする。

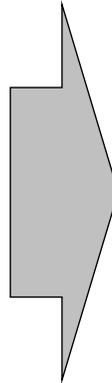
### ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない地域等で合併浄化槽の整備を進めていく。また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後に焼却し、焼却灰については適正に埋立処分している。

今後は、下水道整備及び合併浄化槽整備の進捗状況により、収集量が増減することから、早期に状況把握を行い、経済的で効率的な処理について検討していく。

表5 小城市地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和4年度)					
分別区分		処理方法		処理施設等	
				一次処理	二次処理
可燃物	可燃ごみ	焼却(熱回収)		クリーンヒル天山	埋立(焼却灰)
	剪定くず	リサイクル		委託	
不燃物	無色びん	リサイクル	委託	委託	委託
	茶びん				
	その他ガラス				
	金属類	売却	売却		
資源物	紙類	リサイクル	売却	売却	
	硬質プラスチック	焼却(熱回収)		クリーンヒル天山	埋立(焼却灰)
	容器包装プラスチック	リサイクル	委託	委託	
	発砲トレイ 発砲スチロール		委託	委託	
	アルミ缶 スチール缶		委託	委託	売却
	ペットボトル		委託	委託	
	古布		焼却・売却	クリーンヒル天山・委託	埋立(焼却灰)
	乾電池		売却	売却	
	蛍光管		委託	委託	
粗大ごみ	複合		解体・破砕等	小城市廃棄物中継センター	焼却・売却



今 後 (令和12年度)					
分別区分		処理方法		処理施設等	
				一次処理	二次処理
可燃物	可燃ごみ	焼却(熱回収)		クリーンヒル天山	埋立(焼却灰)
	剪定くず	リサイクル		委託	
不燃物	無色びん	リサイクル	委託	委託	委託
	茶びん				
	その他ガラス				
	金属類	売却	売却		
資源物	紙類	リサイクル	売却	売却	
	硬質プラスチック	再商品化	委託	委託	
	容器包装プラスチック	リサイクル	委託	委託	
	発砲トレイ 発砲スチロール		委託	委託	
	アルミ缶 スチール缶		委託	委託	売却
	ペットボトル		委託	委託	
	古布		焼却・売却	クリーンヒル天山・委託	埋立(焼却灰)
	乾電池		売却	売却	
	蛍光管		委託	委託	
粗大ごみ	複合		解体・破砕等	小城市廃棄物中継センター	焼却・売却

### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

前述(2)で示した処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	廃棄物中継施設 小城市廃棄物中継センター	廃棄物中継センター施設整備事業	約214㎡	小城市牛津町 柿樋瀬1174-1	R8～R9	—

(整備理由)

事業番号 1 既存廃棄物中継施設の老朽化、資源化の促進及び広域処理に伴う中継輸送の効率化を図るため

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和4年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	357	—	—	—	—
公共浄化槽等整備推進事業	494	400	1,900	R8～R11	小城市国土 強靱化地域 計画
その他地方単独事業	—	—	—	—	—
合計	851	400	1,900		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 8 のとおり計画支援事業を行う。

表 8 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	廃棄物中継センター整備 施設整備基本計画策定事業	施設基本計画・基本設計・ 民間活力導入可能性調査・ 測量・地歴調査・アスベスト 調査等	R6
1	廃棄物中継センター整備 施設整備に係る発注支援事業	実施設計・地質調査・ 発注支援等	R7

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 再生利用品の需要拡大事業

分別回収によって収集した資源物は、選別し再生可能な資源物として回収し、特に、容器包装については、再商品化が可能な純度まで選別を行う。家具等再生可能な物は市民へ提供する場を設け、リサイクルできる体制の構築を目指す。

また、市役所や関係機関等での再生品利用（グリーン購入）を積極的に推進するとともに、事業者に対して、再生品の開発、製造、販売に積極的に取り組むよう呼び掛けを行う。

### イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

### ウ 不法投棄対策

本市においても山間部や河川敷などを中心に生活ごみや廃家電製品等の不法投棄が後を絶たず、市民の不法投棄に対する不信感や不安感が増大している。次世代に快適で暮らしやすい生活環境を残すためにも、「不法投棄をさせない、ゆるさない」風土づくりを進めていく。

本市はこれまでも、小城市廃棄物不法投棄監視員（以下「監視員」という。）と連携し、不法投棄防止対策に努めてきたが、より一層の強化を図るため、平成 26 年 7 月に小城市不法投棄防止対策協議会を設置した。協議会の活動として市内随所に不法投棄防止監視カメラや不法投棄監視啓発路線パネルの設置、また監視員による監視の強化について、これまで個別に活動していた関係機関と連携し、情報を共有することで、効果的な対策につなげていく。

#### ①監視体制の強化

- ・パトロール体制の整備及び強化
- ・地域住民や関係機関との綿密な連携
- ・小城市不法投棄防止対策協議会での合同パトロールの実施
- ・不法投棄の起こりやすい場所への監視カメラの設置

#### ②排出者への啓発

- ・不法投棄防止の看板や車輛進入防止柵の設置
- ・不法投棄の起こりやすい場所への啓発路線パネルの設置
- ・不法投棄監視パトロールマグネット作成による啓発の強化

### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市が策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

小城市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、佐賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

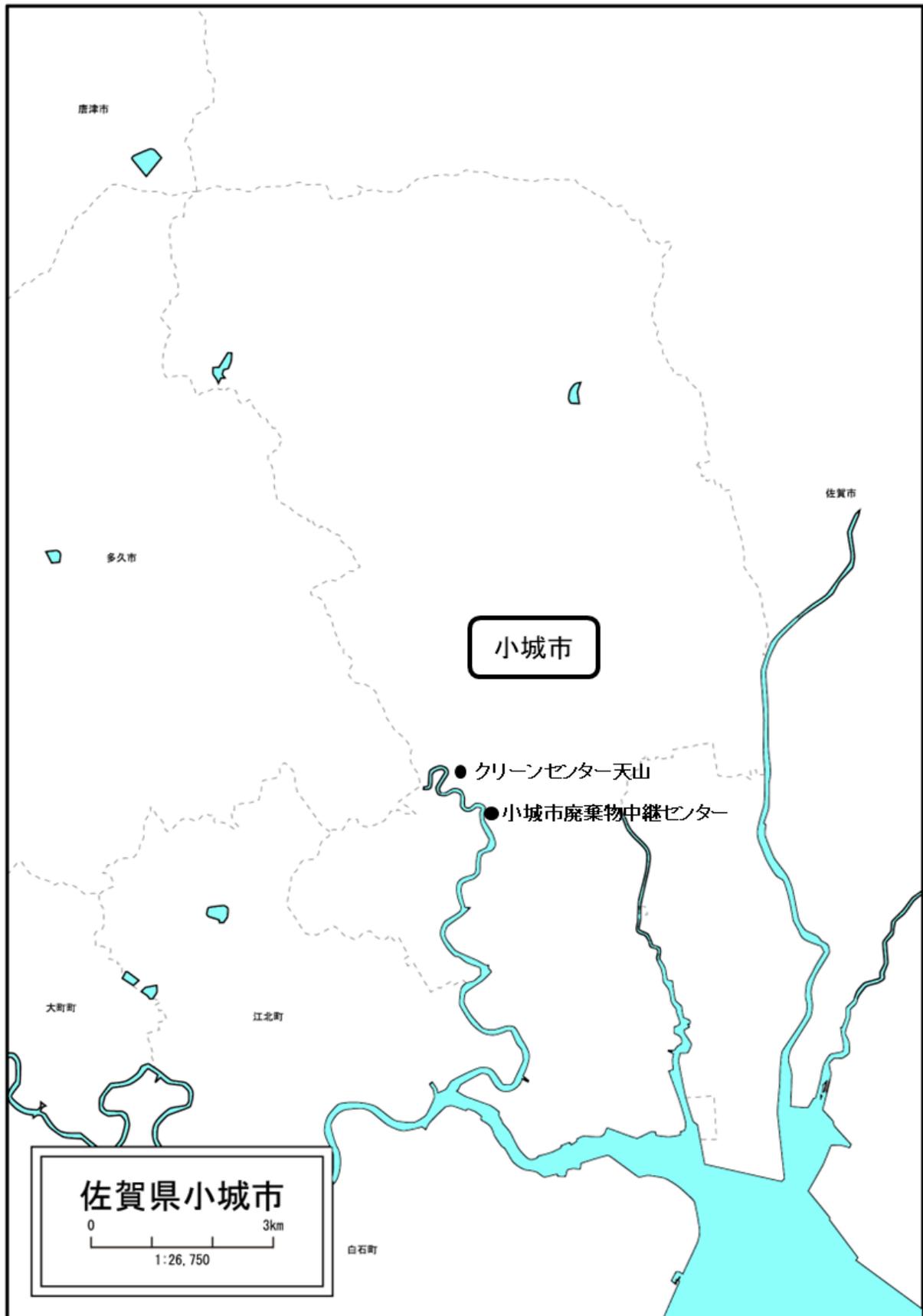
### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

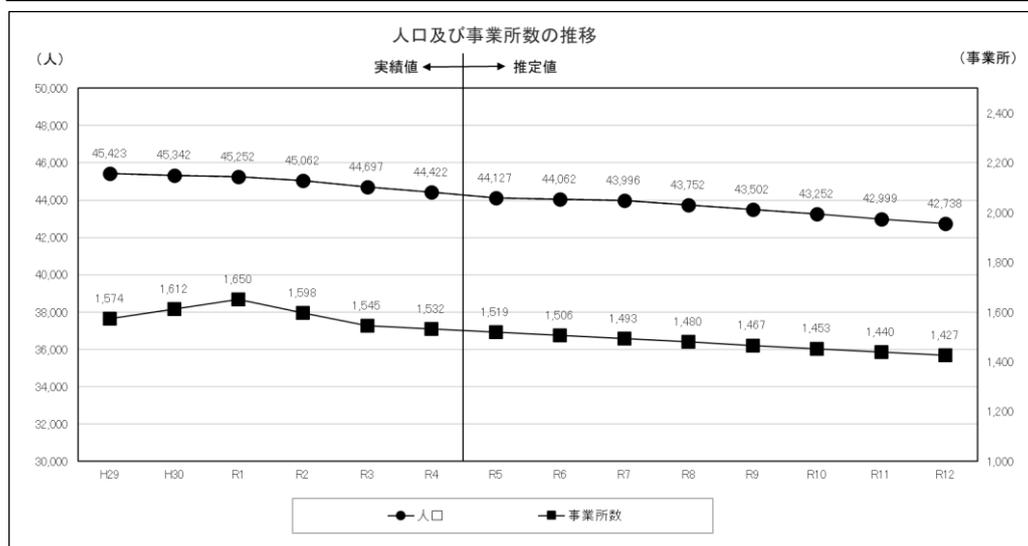
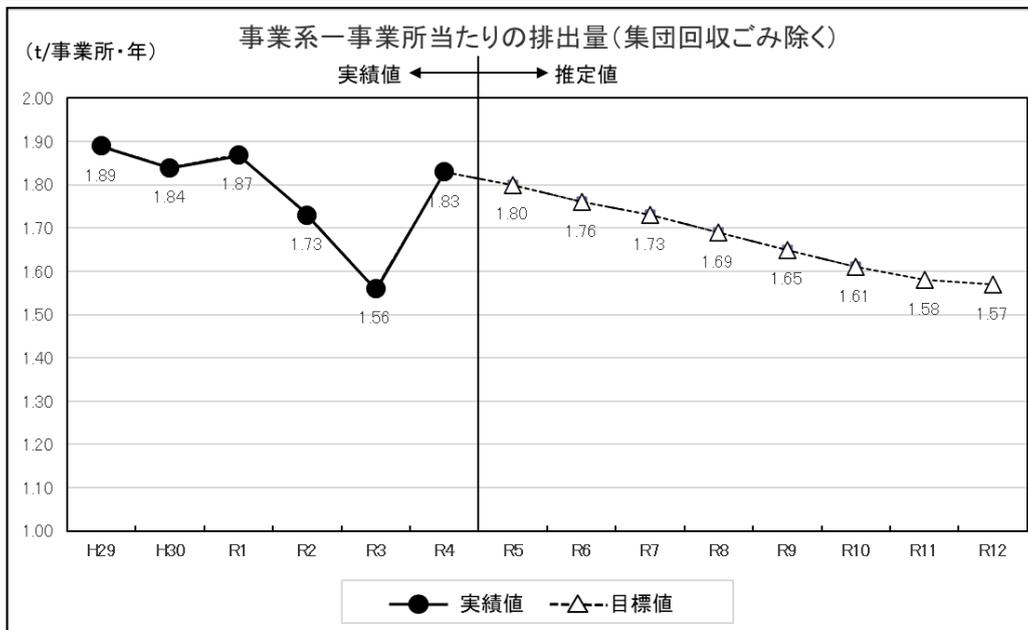
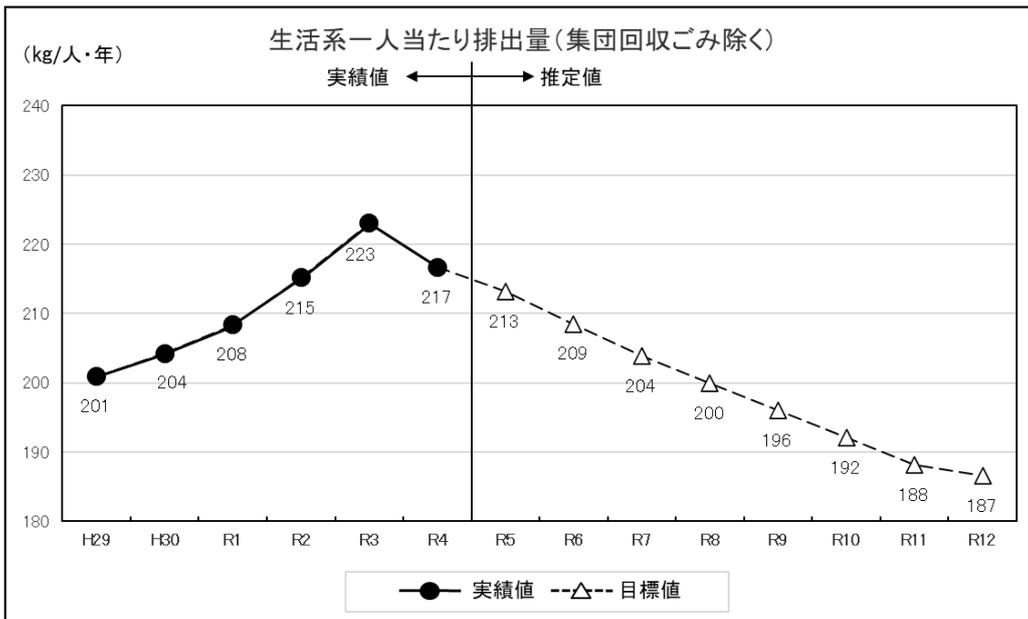
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

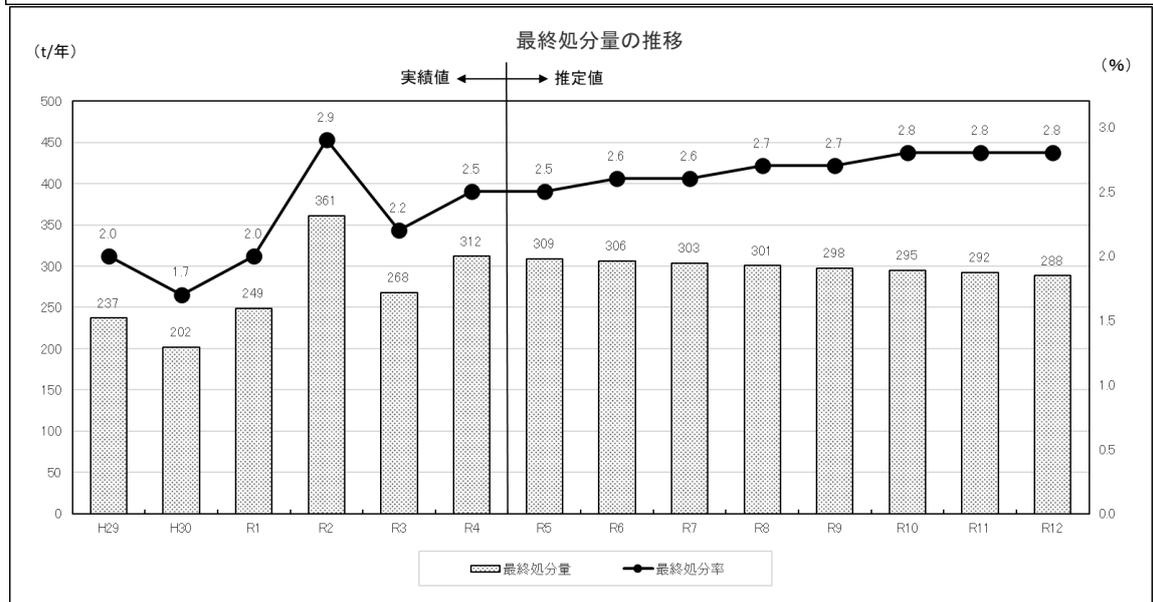
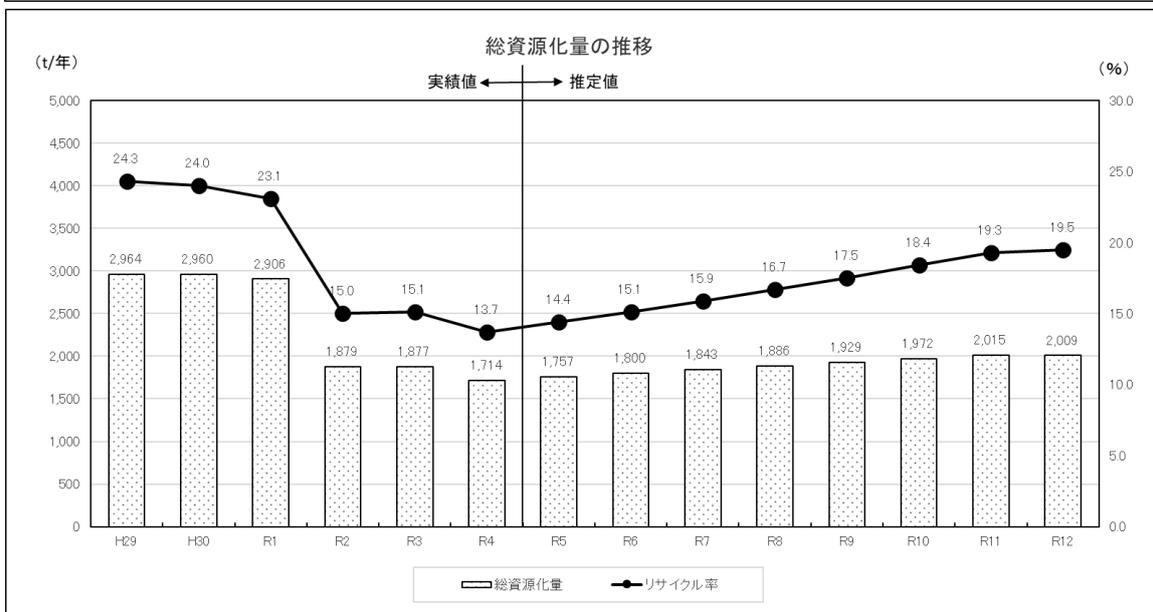
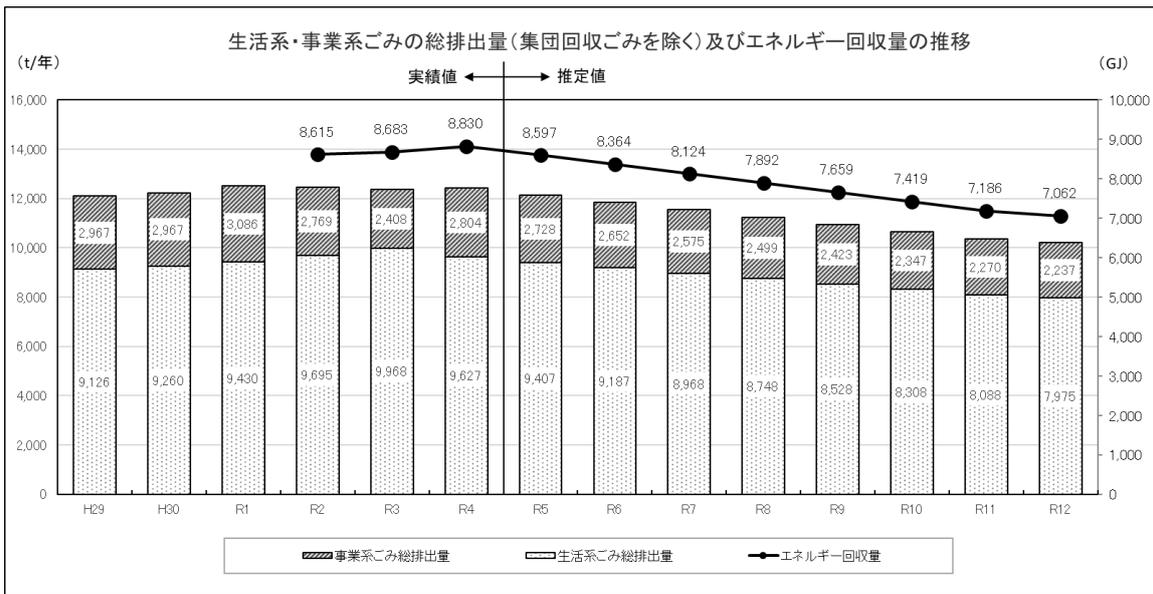
添付資料－1 対象地域図及び現有処理施設の位置図



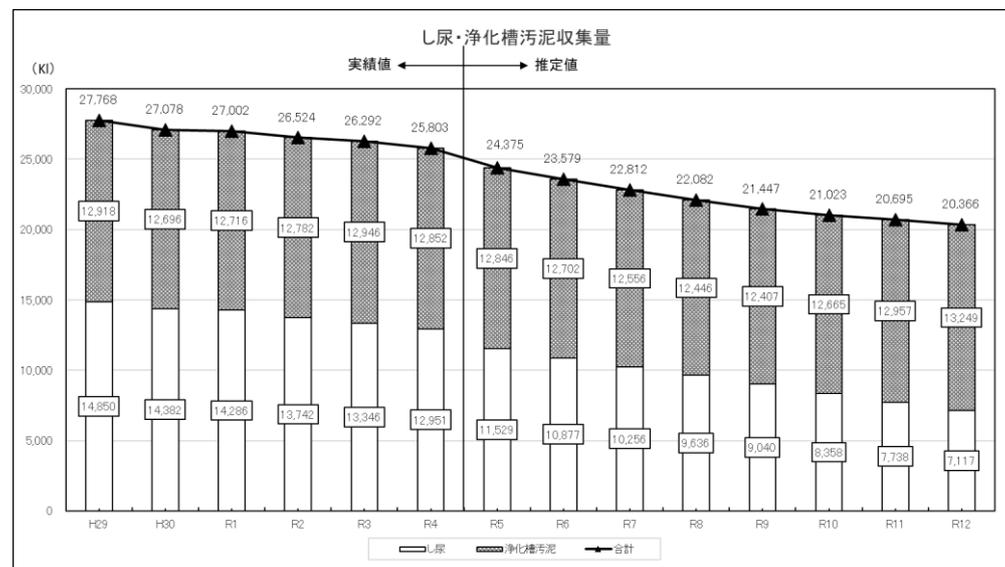
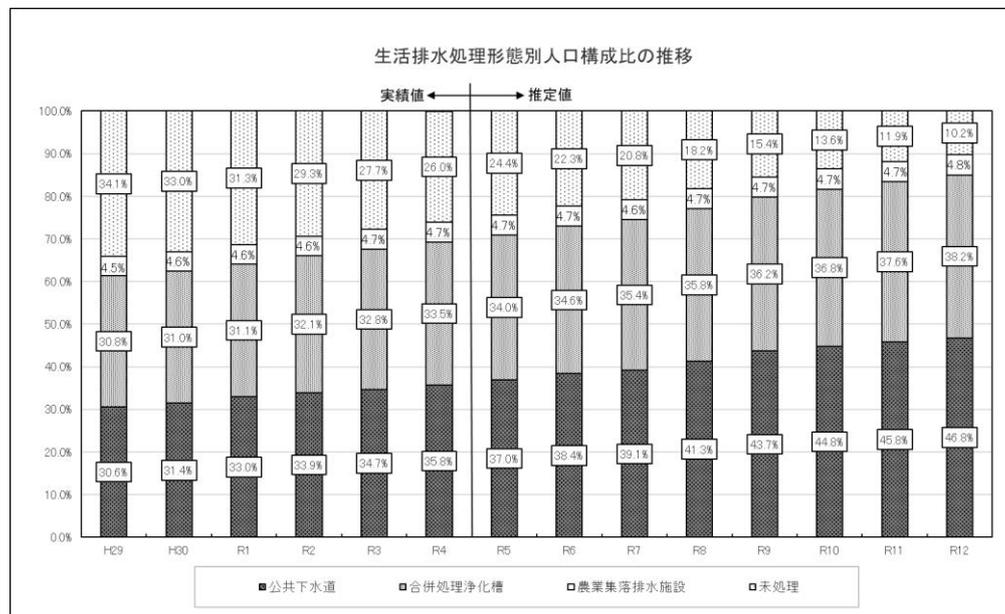
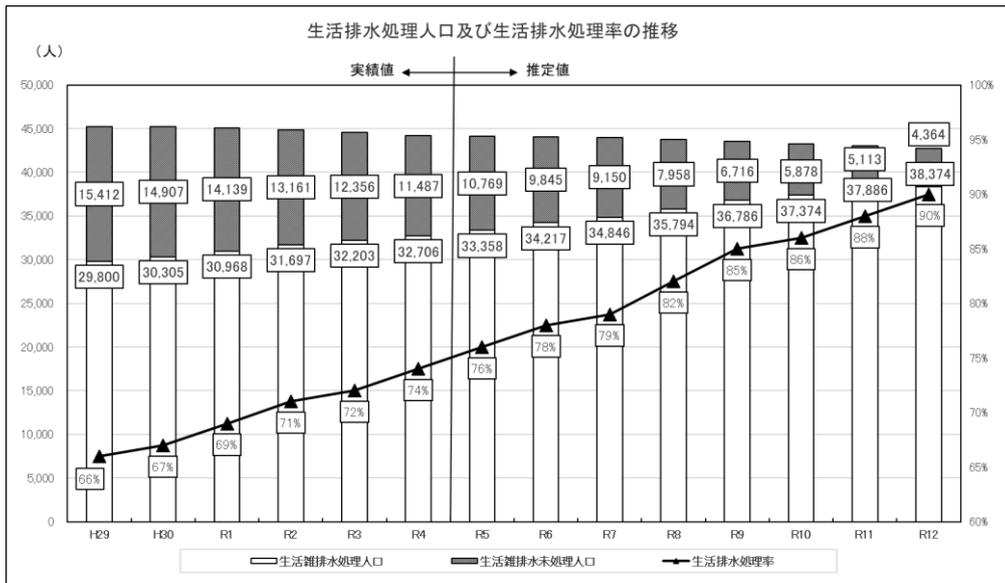
添付資料-2 ① トレンドグラフ



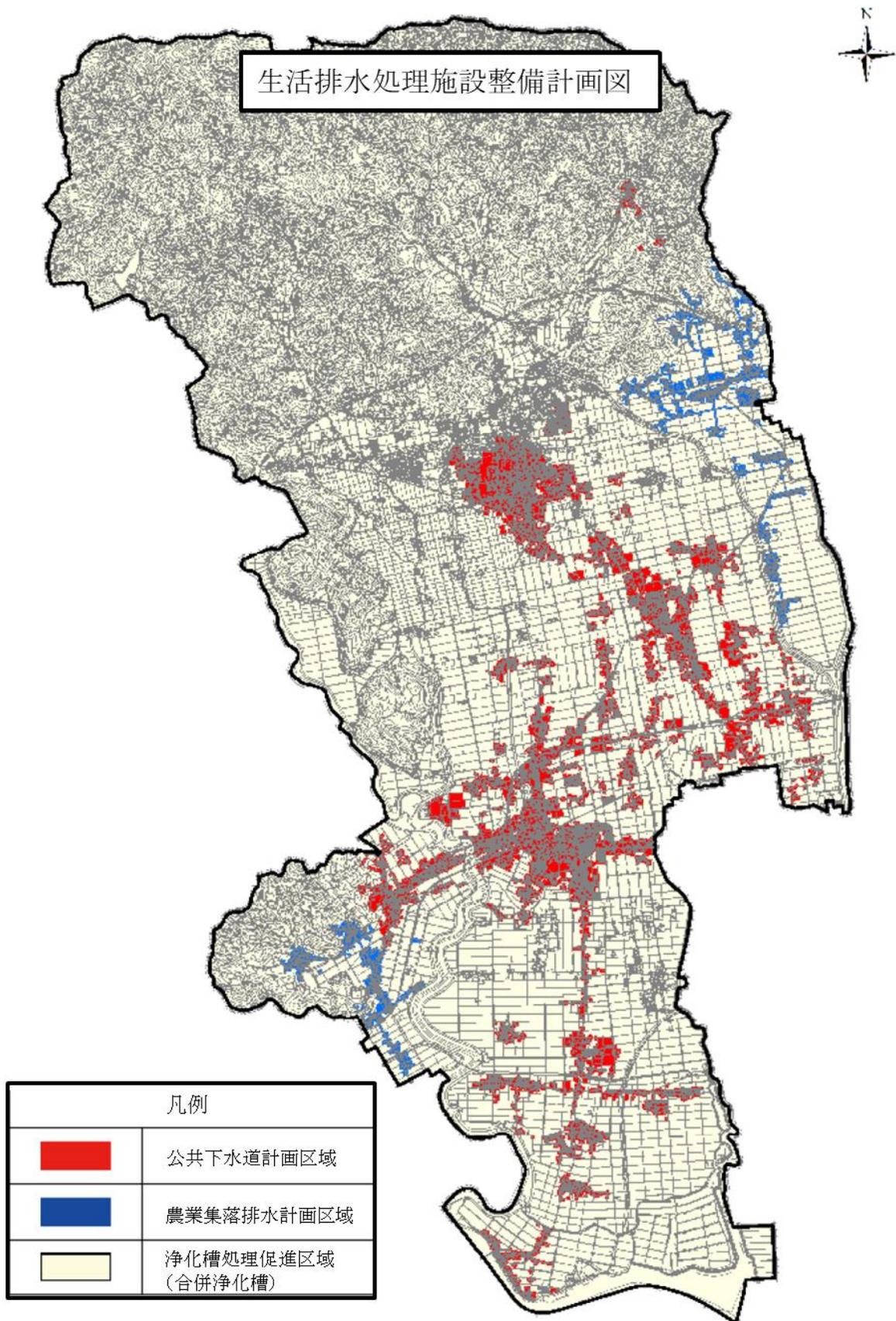
添付資料-2 ② トレンドグラフ



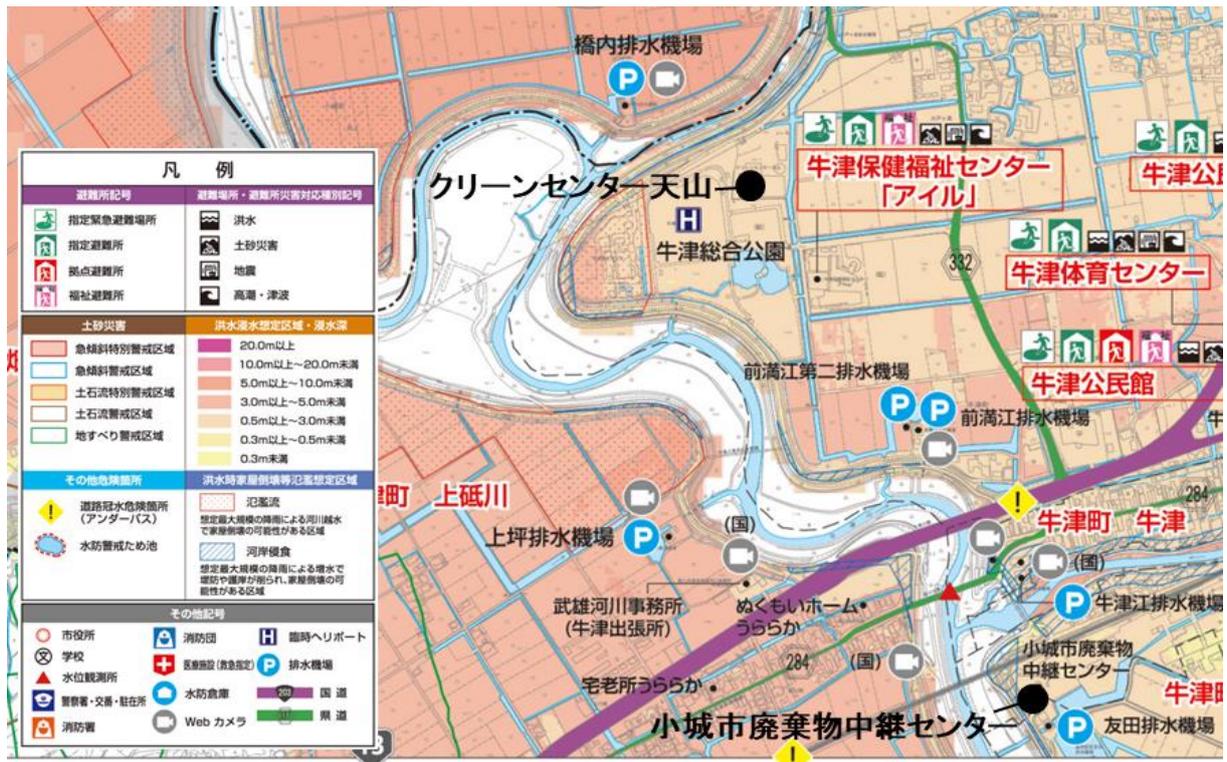
添付資料-2 ③ トレンドグラフ



添付資料－3 生活排水処理施設整備計画図



添付資料－４ 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止

- 確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。
- 市内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市内の漁港施設については、建設から30年以上が経過して、老朽化しているものも多い。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたることから、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における通学路合同点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難指示等に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。

添付資料－５ ② 小城市国土強靱化地域計画の抜粋

施策分野「市土整備・交通」に係る個別施策番号等一覧

施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
19	土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-3、2-2
20	高潮対策等の海岸堤防の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。	1-2、5-4
21	海岸保全施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-2、5-4
22	市内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。	1-2、2-1、2-2、4-1、4-4、5-4
23	防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。	1-2、2-1、2-2、4-1、4-4、5-4
24	県や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。	1-2、4-6、4-7、5-4
25	防災重点ため池についてはハザードマップの作成を進め、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。	1-2、1-4
26	佐賀平野において、用排水路等の農業用施設の機能復旧等、地盤沈下対策工事を推進し、農地の保全を図る。	4-7
27	渇水時には、渇水調整会議を開催し、関係者との水利用調整等を十分に図る。	4-3
28	農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給を図る。	4-3
29	生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、経営戦略等の見直しを行い、生活排水処理の最適化に向け対策を行う。	4-3
30	下水道等の施設については、適切な施設運営が図られるように、計画的な維持管理を促進する。	4-3
31	生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画を県とともに策定し、取組を推進する。	4-3
32	森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。	1-3、4-7
33	効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。	1-3、4-7
34	市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。	1-3、4-7
35	重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
36	通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
37	市道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
38	市管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
39	市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4

添付資料－5 ③ 小城市国土強靱化地域計画の抜粋

【別紙5】

6. 生活排水処理事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	排水区等名	地区名	事業概要		備考	主施策番号
1	公共下水道	小城市	市	清水・原田処理区	処理場	改築(施設)	1.0 箇所		30
2	公共下水道	小城市	市	牛津処理区	処理場	改築(施設)	1.0 箇所		30
3	公共下水道	小城市	市	三日月処理区	処理場	改築(施設)	1.0 箇所		30
4	公共下水道	小城市	市	芦刈処理区	処理場	改築(施設)	1.0 箇所		30
5	公共下水道	小城市	市	小城処理区		未普及対策	31.9 ha		29
6	公共下水道	小城市	市	三日月処理区		未普及対策	13.4 ha		29
7	公共下水道	小城市	市	牛津処理区		未普及対策	2.6 ha		29
8	公共下水道	小城市	市	芦刈処理区		未普及対策	4.5 ha		29
9	農業集落排水	小城市	市	砥川	砥川浄化センター	改築(施設・管路)	一式		30
10	農業集落排水	小城市	市	織島	織島浄化センター	改築(施設・管路)	一式		30
11	農業集落排水	小城市	市	堀江	堀江浄化センター	改築(施設・管路)	一式		30
12	浄化槽	小城市	市	-	-	市町型	215 基		29
13	浄化槽	小城市	市	-	-	個人型	142 基		29

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	小城市地域	(2)地域内人口	44,193人	(3)地域面積	95.81 km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	小城市	(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 <u>過疎</u> その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立(予定)年月日：〇〇年〇〇月〇〇日設立、認可予定		

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	2,967	3,086	2,769	2,408	2,804	集計中	2,237 (R4比 -20.2%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.84	1.87	1.73	1.56	1.83		1.57 (R4比 -14.2%)
	生活系 総排出量(トン)	9,260	9,430	9,695	9,968	9,627		7,975 (R4比 -17.2%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	204	208	215	223	217		187 (R4比 -13.8%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	12,227	12,516	12,464	12,376	12,431		10,213 (R4比 -17.8%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	461 (3.8%)	444 (3.5%)	401 (3.2%)	430 (3.5%)	359 (2.9%)	集計中	642 (6.3%)
	総資源化量(トン)	2,960 (24.2%)	2,906 (23.2%)	1,879 (15.1%)	1,877 (15.2%)	1,714 (13.8%)		2,009 (19.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	—	—	—	—	—	—	—
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	8,615	8,683	8,830	集計中	7,062
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	202 (1.7%)	249 (2.0%)	361 (2.9%)	268 (2.2%)	312 (2.5%)	集計中	288 (2.8%)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
廃棄物中継施設	小城市廃棄物中継センター	小城市	シューターコンベア方式	90(トン/日)	平成22年3月	令和10年3月廃止予定	令和10年3月予定	(浸水深0.5m以上3.0m未満) 浸水対策:施設が稼働できない場合、収集運搬ルートが使用できない場合には、災害時相互応援協定に基づき、周辺自治体へ処理協力を要請する。	
し尿処理施設	クリーンセンター天山	天山地区共同衛生処理場組合	標準脱窒素処理方式+高度処理	し尿 169.4 浄化槽汚泥 10.6 (kℓ/日)	平成3年3月	未定	未定	(浸水深0.5m以上3.0m未満) 浸水対策:周辺道路の浸水により施設にし尿等が搬入できなくなった場合は、周辺自治体に処理協力を要請する。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化 を実施するための施設 整備事業	備考
廃棄物中継施設	新小城市廃棄物中継センター	小城市	廃棄物中継施設	約214㎡	令和10年4月予定	施設の老朽化による更新	-	-	(浸水深0.5m以上3.0m未満) 浸水対策:嵩上げや施設各部の遮水対策	該当なし	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過 去 の 状 況 ・ 現 状					目 標	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
総人口		45,212	45,107	44,858	44,559	44,193	集計中	42,738
公共下水道	汚水衛生処理人口	14,212	14,880	15,219	15,471	15,799	集計中	20,007
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	31.4%	33.0%	33.9%	34.7%	35.8%		46.8%
農業集落排水施設等	汚水衛生処理人口	2,069	2,065	2,076	2,100	2,058	集計中	2,038
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	4.6%	4.6%	4.6%	4.7%	4.7%		4.8%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	14,024	14,023	14,402	14,632	14,849	集計中	16,329
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	31.0%	31.1%	32.1%	32.8%	33.5%		38.3%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	14,907	14,139	13,161	12,356	11,487	集計中	4,364

25 ※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-2 ③)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現 有 施 設 の 内 容			整 備 予 定 基 数 の 内 容			備 考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	小城市	1,315	3,802	H2年4月	-	-	-	R4年度で事業廃止
公共浄化槽等整備推進事業	小城市	602	1,801	H25年9月	400	1,900	R11年度	事業期間：R8～11年度

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料-1)

様式 2

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模			総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考		
			単位	開始	終了	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
○廃棄物運搬中継に関する事業						649,480	0	0	162,370	487,110	0	0	574,960	0	0	143,740	431,220	0	0	
廃棄物中継センター整備事業	1	小城市	約214	m	R8	R9	649,480		162,370	487,110			574,960			143,740	431,220			施工監理を含む
○浄化槽に関する事業						627,008	0	0	156,752	156,752	156,752	156,752	627,008	0	0	156,752	156,752	156,752	156,752	
公共浄化槽等整備推進事業		小城市	400	基	R8	R11	627,008		156,752	156,752	156,752	156,752	627,008			156,752	156,752	156,752	156,752	
○施設整備に関する計画支援事業						66,053	38,508	27,545	0	0	0	0	66,053	38,508	27,545	0	0	0	0	
廃棄物中継施設整備に係る基本計画策定事業	1	小城市			R6	R6	38,508	38,508					38,508	38,508						
廃棄物中継施設整備に係る発注支援事業	1	小城市			R7	R7	27,545	27,545					27,545	27,545						
合計						1,342,541	38,508	27,545	319,122	643,862	156,752	156,752	1,268,021	38,508	27,545	300,492	587,972	156,752	156,752	

## 施設概要（廃棄物運搬中継施設系）

都道府県名 佐賀県

(1) 事業主体名	小城市
(2) 施設名称	廃棄物中継センター
(3) 工期	令和 8 年度 ～ 令和 9 年度
(4) 施設規模	約 214 m <sup>2</sup>
(5) 形式及び処理方式	ごみ種別（可燃 ・ 不燃 ・ 資源） ストックヤード方式
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化への対処、資源化の促進
(7) 広域化・集約化内容	2 市（小城市・多久市）におけるごみ焼却施設の広域処理済み
(8) 廃焼却施設解体工事の 有無	無

(9) 総事業計画額	649,480 千円 うち、交付対象事業費 574,960 千円
------------	-------------------------------------

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 佐賀県

(1) 事業主体名	小城市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水の適正な処理の推進を図ることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全に資することを目的とし、市が事業主体となって浄化槽の設置及び維持管理を行う。
(4) 事業期間	令和 8 年度～令和 11 年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 <b>過疎</b> その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 627,008 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

区分	交付対象基数 (1,900 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5 人槽	260 基 ( 650 人分)	229,320,000	229,320,000	229,320,000
6～7 人槽	60 基 ( 210 人分)	64,800,000	64,800,000	64,800,000
8～10 人槽	20 基 ( 100 人分)	28,080,000	28,080,000	28,080,000
11～15 人槽	基 ( 人分)			
16～20 人槽	16 基 ( 160 人分)	52,608,000	52,608,000	52,608,000
21～25 人槽	基 ( 人分)			
26～30 人槽	28 基 ( 420 人分)	134,736,000	134,736,000	134,736,000
31～40 人槽	8 基 ( 160 人分)	44,736,000	44,736,000	44,736,000
41～50 人槽	8 基 ( 200 人分)	51,528,000	51,528,000	51,528,000
51 人槽以上	基 ( 人分)			
共同浄化槽	人槽 基 ( 戸数)			
宅内配管費	基			

撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用				
改築費（災 害）	基			
改築費（長 寿命化）	基			
事務費		21,200,000	21,200,000	21,200,000
浄化槽整備 効率化事業 費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理 適正化推進費			
合 計	400 基（ 1,900 人分） ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	627,008,000	627,008,000	627,008,000

## 計画支援概要

都道府県名 佐賀県

(1) 事業主体名	小城市		
(2) 事業目的	廃棄物運搬中継施設整備のため		
(3) 事業名称	廃棄物中継施設整備に係る基本計画策定事業	廃棄物中継施設整備に係る発注支援事業	
(4) 事業期間	令和6年度	令和7年度	
(5) 事業概要	施設基本計画・基本設計・民間活力導入可能性調査・測量・地歴調査・アスベスト調査等	実施設計・地質調査・発注支援等	
(6) 総事業計画額	38,508千円 うち、交付金対象事業 38,508千円	27,545千円 うち、交付金対象事業 27,545千円	